

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

コミュニティ参加促進 交流を通じて定住したくなる地域の拠点整備事業

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

愛知県犬山市

### 3 地域再生計画の区域

愛知県犬山市の全域

### 4 地域再生計画の目標

#### 4-1 地方創生の実現における構造的な課題

犬山市では、平成21年をピークに人口減少に転じている。令和2年国勢調査における人口は平成27年の74,308人から1,218人減少し、73,090人となった。令和2年と平成27年を比較すると、男性は20～30代が799人減少、女性は20～30代が709人減少しており、男女ともに20～30代の若者世代の流出が目立っている。

令和3年に実施した市民意識調査について、20～30代を見ると「地域の活動に日ごろから参加しているか」に「はい」と答えた割合は24.1%、「近所で親しくつき合う人はいるか」という設問に「はい」と答えた割合は36.0%となっている。また、平成27年国勢調査から、市外に就業する人が多い（55.3%）ことも分かっている。

こうしたことから、就職等を機に犬山市の住民となったものの、平日は就業地が主な生活の場となっており、休日も地域の活動には参加せず、親しい人はいない、という姿が浮かび上がってくる。それが、次の居住地を選ぶときに、「犬山市ではなくてもよい」につながり、若者が流出する一因となっているものと考えられる。

以上から、「若者の転出超過」と、その一因に「地域コミュニティのつながりが不足していること」が、地方創生の実現における構造的な課題として浮かび上

がってくる。

## 4-2 地方創生として目指す将来像

### 【概要】

市内の人口が減少傾向であること、男女ともに 20～30 代の若者世代の流出が顕著であることは前述のとおりである。

また、高齢化率は 29.5%（全国 28.7%、愛知県 25.4%）と高くなっており、若者世代の転出を食い止めることが必要である。地域コミュニティ団体を見ると、会員数の減少や役員の高齢化が進み、新たな担い手の発掘が求められている。地域コミュニティの継続という面から地域における若者の確保、地域活動への参加が求められている。

本事業では、地域コミュニティ団体と人、人と人とのつながりに着目して、地域コミュニティの活動のための拠点を整備（改修）し、子供から高齢者、日本人から外国人まで地域に住む住民たちの交流を促進することにより、地域の魅力や人の魅力を発見することのできる機会を創出し犬山市への愛着を高めることで若者の転出をくい止め、そうして残った若者の中から自主的に地域活動に貢献する新たなコミュニティの担い手を発掘していく持続可能な地域づくりに挑戦する。

### 【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2022年度増加分 1年目	2023年度増加分 2年目
東ふれあいセンターの年間来館者数（人）	1527	30	330
東ふれあいセンターでのイベント開催数 ／年（回）	0	1	5
拠点以外で地域コミュニティ団体が実施 するイベント等への参加者数（人）	200	0	10

2024年度増加分 3年目	2025年度増加分 4年目	2026年度増加分 5年目	K P I 増加分 の累計
120	360	120	960
6	6	6	24
10	10	10	40

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

#### ○ 地方創生拠点整備交付金（内閣府）：【A3007（拠点整備）】

##### ① 事業主体

2に同じ。

##### ② 事業の名称

東ふれあいセンター改修事業

##### ③ 事業の内容

当該施設は令和2年度まで高齢者支援施設として高齢者を対象に貸館（無料）施設として使用していたが、地域コミュニティ団体からの「地域コミュニティの維持・発展のためには拠点施設が必要」との要望を受け、令和3年度から地域コミュニティ拠点施設「東ふれあいセンター」として利用を開始した。令和3年度は試験運用期間として、本格運用に向けた準備を進めている。

令和4年度の拠点整備にあたっては、実際に管理や運用を実施している東地区のコミュニティ団体が、利用者ニーズ、施設の問題点等を洗い出し、地域の若者を含めたワークショップを重ねてきた検討結果を反映し、地域、住民にとってより魅力的な施設となるよう、市が約50,000千円をかけて整備する。

具体的には、子どもから高齢者、日本人から外国人まで地域の住民が気軽に集まりお茶を飲みながら雑談等ができるような場所を作るため、浴室

や脱衣所、休憩室だったところを間仕切りを変更しキッチン付きの談話コーナーとして改装する。また、市民や団体がイベントや会議等幅広い利用ができる場所として、畳張りの集会室と教養娯楽室を机や椅子を置ける床に貼り替えて多目的室に改装する。他にも、小規模な打合せができるように相談室をミーティングルームとして改装、高齢者や障害のある方も不便のないようバリアフリー化や多機能トイレの実装、必要な備品を収める物入の改装等を行う。

#### ④ 事業が先導的であると認められる理由

##### 【自立性】

現在は、従前の施設が無料だったこと、試験運用期間となっていることから、施設使用料はない。拠点整備後、地域コミュニティ団体からは使用料を取らないが、貸館による一般の利用者からは使用料をいただく予定。施設の維持管理費等は従前と大きく変わらないことから、既存予算範囲内で運用可能となっており、加えて使用料収入により市費の削減を図る。

また、拠点を活用した各種事業の推進主体である地域コミュニティ団体は、整備後の拠点において朝市や料理教室等を開催し、出店料や参加費等を団体の活動費に充当し活動内容の質を向上させていく。

##### 【官民協働】

施設の維持管理は市が行い、運営管理は地域コミュニティ団体に委託する。地域コミュニティにより行政では思いつかない地域に根差したイベント等が開催される。

拠点整備を機に地域での活動を盛り上げ、地元企業からの寄附や物品提供等を受けて活動している市内他地域にあるコミュニティの事例を参考にして、当地域においても企業からの寄付や物品提供等を受けることができるよう働きかける。具体的には、地域コミュニティの開催するイベントの運営資金を企業からの協賛金で賄ったり、企業がイベントに出店したりすること等を想定している。

## 【政策間連携】

地域コミュニティの活動拠点施設が完成することで、コミュニティによる地域活動が活性化する。地域が望む形でリニューアルされることにより、高齢者、子育て世代、学生、子ども、外国人等幅広い属性の方々が訪れ、様々な世代間・多文化交流が期待される。活動拠点での人々の交流が、若者を含む地域住民の定住だけでなく、以下の具体的な施策とも連携してプラスの効果をもたらしていく。

### ○高齢者の生きがいづくり

若い世代に自身の体験を語る等、話相手ができることで高齢者が生きがいを持つことができる。

### ○地域による子育てサポート

子育て中の親が、交流によって仲良くなったご近所さんに子どもを預かってもらうことができる。

### ○異文化理解の促進

外国人との交流が増えることにより異文化理解が深まる。

### ○学校外での学び場の提供

子どもたちが普段の生活では関わらない高齢者や外国人と交流することにより、学校では教わらない遊びや文化、歴史を学ぶことができる。

### ○地産地消の促進

朝市等の開催により、地域のモノを地域で消費することができる。

### ○災害時の不安を軽減

市民交流が盛んに行われることにより、自治会に加入していない人も地域の人々とコミュニケーションが取れるため、孤立を防ぐことができる。地震等の災害が発生した際に声を掛け合える誰かがいることは、防災上の観点からもメリットがあり、災害時の不安を軽減する効果をもたらす。

このように地域の複合的な魅力を感じた人は、他自治体へ転出することなく地域に愛着を持って留まり定住する。そうして地域の人口が増えていくこ

とにより、さらに地域活動が活性化していく、という好循環を生み出すことが期待できる。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度5月

【検証方法】

「犬山市総合計画審議会」の委員を中心とする外部組織で評価・検証を行い、その結果を具体的な取組に反映させ、計画の着実な推進を図る。

【外部組織の参画者】

有識者・市議会議員・商工会議所・社会福祉協議会・愛知北農業協同組合等の役員・住民代表等により構成する。

【検証結果の公表の方法】

検証結果は市公式ホームページにより公表を行う。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 26,369千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2027年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

## 5-3 その他の事業

### 5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

### 5-3-2 支援措置によらない独自の取組

#### (1) 東ふれあいセンターに関する情報発信事業

##### ア 事業概要

改修した東ふれあいセンターを広く市民に活用してもらうため、市ホームページや広報等により当該施設に関する情報発信を行う。

**イ 事業実施主体**

愛知県犬山市

**ウ 事業実施期間**

2022年10月1日から2027年3月31日まで

(2) 犬山市コミュニティ推進地区助成金事業

**ア 事業概要**

地域のコミュニティ組織が住民の地域連帯感及び自治意識の高揚を図るために実施するコミュニティ活動に対して助成を行う。

**イ 事業実施主体**

愛知県犬山市

**ウ 事業実施期間**

2022年4月1日から2027年3月31日まで

(3) 東ふれあいセンター敷地内ピザ窯整備事業

**ア 事業概要**

東ふれあいセンターの活用の幅を広げるため、当該施設敷地内にピザ窯を整備する。

**イ 事業実施主体**

愛知県犬山市

**ウ 事業実施期間**

2022年4月1日から2023年2月28日まで

(4) 東ふれあいセンター敷地内グランドゴルフ練習場整備事業

**ア 事業概要**

東ふれあいセンターの活用の幅を広げるため、当該施設敷地内にグランドゴルフ練習場を整備する。

**イ 事業実施主体**

愛知県犬山市

**ウ 事業実施期間**

2022年4月1日から2023年2月28日まで

## 6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2027年3月31日まで

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

### 7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

### 7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、5-2の⑥の【検証時期】に7-1に掲げる評価の手法により行う。

### 7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。